

問合せ先	財政局税務部税制課税制係
	TEL 082-504-2088

市税の減免等について

1 個人市民税の減免（令和 8 年度分）

災害により被害を受けられた方に係る個人市民税のうち、被害を受けられた日以降に到来する納期限に係る税額（特別徴収の場合は、被害を受けられた月以降の月割額等）について、減免の適用を受けられる場合があります。

減 免 の 対 象 と な る 方	減免の割合
死亡された方	免 除
障害者となられた方	1 0 分の 9
自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の居住に係る住宅についての被害の程度が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であり、前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下である方	被害の程度と前年の合計所得金額に応じ、8 分の 1 ～免除
自己（同一生計配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財について受けた損害の金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅又は家財の価格の 1 0 分の 3 以上であり、前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下である方	損害の割合と前年の合計所得金額に応じて、8 分の 1 ～免除
災害により農作物に被害を受けた方のうち、その農作物の減収による損失額の合計額（支払われるべき農作物共済金額を控除した額）が、平年におけるその農作物による収入額の合計額の 1 0 分の 3 以上であり、前年の合計所得金額が 1, 0 0 0 万円以下である方（その合計所得金額のうち農業所得以外の所得が 4 0 0 万円を超える方を除く。）	前年の合計所得金額に応じ、農業所得に係る所得割額の 1 0 分の 2 ～免除

《手続等について》 減免の要件に該当するか調査する必要がありますので、事前に各市税事務所・税務室にご連絡ください。

2 災害により生じた損失の雑損控除（所得税（令和 8 年分～）・個人市民税（令和 9 年度分～））

災害により住宅や家財などに損失を受けられた場合には、雑損控除として、損失を受けられた年分の総所得金額等の合計額から、次の①・②の算式により計算した金額のうち、いずれか多い方の控除額を差し引くことができます。また、雑損控除として損失を受けられた年分の総所得金額等の合計額から控除しきれなかった金額は、翌年以後 3 年間（特定非常災害の指定を受けた災害により損失を受けられた場合は、5 年間）に繰り越して各年の所得金額から控除することができます。

①

損失額（保険金等で補てんされる金額を除く。）

—

$(\text{総所得金額等の合計額} \times 10\%)$

②

損失額のうち災害関連支出の金額（保険金等で補てんされる金額を除く。）

—

5 万円

注 1 災害により生じた損失が事業用の固定資産などである場合には、事業所得の計算上、必要経費になります。

注 2 所得税については、雑損控除と災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に

関する法律（以下「災害減免法」といいます。）による軽減免除との選択制となります。災害減免法による軽減免除について、詳しくは税務署へお問合わせください。

《手続等について》 令和8年分の所得税について、税務署へ確定申告する際に控除額を申告してください。なお、所得税の確定申告が不要な方で、個人市民税で雑損控除を受けようとする方は、令和9年1月以降に各市税事務所・税務室へ令和9年度分の個人市民税の申告をする際に控除額を申告してください。

3 市税の徴収猶予

対象となる方	災害により被った損害により、市税を一時に納付できないと認められる方
徴収猶予金額	災害により被った損害により、納税が困難と認められる金額（災害に基づく支出又は損失の額を限度とし、保険金等により損害が補てんされている等の場合には、当該保険金等の金額は、災害に基づく支出又は損失の額から除く。）
徴収猶予の期間	原則として、1年以内（やむを得ない理由があると認められる場合は、納税者からの申請に基づき、当初の徴収猶予期間と併せて2年以内に関り、その期間の延長が可能）

《手続等について》 財政局収納対策部にご連絡ください。

4 お問合せ先

- (1) 前記1及び2（個人市民税の減免及び災害により生じた損失の雑損控除）について

部 署	連 絡 先
中央市税事務所第一市民税係（中区役所内）	082-504-2564
南税務室（南区役所内）	082-250-8946
東部市税事務所市民税係（東区役所内）	082-568-7719
安芸税務室（安芸区役所内）	082-821-4913
西部市税事務所第一市民税係（西区役所内）	082-532-0942
佐伯税務室（佐伯区役所内）	082-943-9716
北部市税事務所第一市民税係（安佐南区役所内）	082-831-4935
安佐北税務室（安佐北区役所内）	082-819-3913

- (2) 前記3（市税の徴収猶予）について

部 署	連 絡 先
財政局収納対策部徴収第三課（大手町平和ビル）	082-504-0323